

# 消費税

## 斜めからの一考察

消費税の解説書を読むと、消費税は「物品の譲渡やサービスの提供等の消費一般に広く負担を求める」目的で導入され、その仕組みは「課税売上(課税標準額)に対する消費税額から課税仕入等に係る消費税額を控除することにより納付税額を計算する」一簡素な仕組みとなっていると書かれている。だが実務では複雑となる消費税を斜めから「なぜ?」という単純な目線から考えてみた。実務を通して「なぜ?」である。

事前に納税義務の有無を判断する必要があるので「この基準期間が設けられているというものである。斜めから考えてみよう。現実では消費者もしくは仕入事業者は、どの事業者が免税事業者もしくは課税事業者であるかは判断できない。免税事業者から買っても、課税事業者から買っても消費税を払っていると考えている。

### 2 簡易課税制度

簡易課税制度については問題になるのは「益税」である。簡易課税制度のみならず仕入れ率による「益税」については常に見直しの方向で議論されている。「益税」があるということは一方では「損税」も存在する。こちらについての議論はされない。

企業活動は常に一定ではなく、試行錯誤をしながら活動しているのが常である。「簡易課税制度をはじめとする消費税に係る各種届け出の提出期限を法定申告期限と同一にしたい」との要望事項についても、その答えは「特例措置の適用の有無を課税期間開始前に確定しておくことが適正な課税実現等のために不可欠であり、中小企業等の事務負担を考慮して設けられたものであり、納付税額が有利になる、不利になるという考慮に基づき行われる性格のものではない」というものである。

斜めから考えてみよう。特例措置の適用の有無を課税期間開始前に確定しておくことが本当に適正な課税の実現になっているのだろうか。確かに中小企業にとって簡易課税制度は便利であるが、適正な課税という面では問題がある制度である。適正な課税とは事業者が受け取った消費税額から課税仕入に係る消費税を控除しその差額を納めるのが適正な課税である。しかし簡易課税制度では受け取った消費税が適正に納税されなかったり、受け取った以上の消費税を納付しなければならなくなるという矛盾が生じるのである。つまり、課税期間前に確定しなければならぬことにより、急な設備投資や事業形態の変化等によるみなし仕入れ率の不適切さが露呈し、「益税」「損税」が生じ、適正な課税実現が図れない場合が多々生じることとなっているのである。

企業にとって株主総会は大事な意思決定機関であり、ここで次期事業計画、予算等が審議される。しかし消費税は確定決算を求めているため、株主の承認を得ない事業計画に基づき、各種届け出を提出しなければならぬのが現状である。株主総会が軽視されているとの見方もできるのである。法人税法との大きな違いである。

適正な課税(納めるべき消費税が納付されること)の実現を図るため、株主総会の形骸化防止という観点から税制改正要望を提案してみてもどうだろうか。個人的な考えであるが、ほとんどの企業がコンビニエーターで会計処理をしている今日、簡易課税制度はなくてもよいのではないかと考えている。税金で損したり得したり、ということが生じてはならないと思うのであるがいかがであろう。

税金は社会の会費みたいなものである。1人は皆のために、皆は一人のために少しずつその負担能力に応じて、社会の為に、公共の為に払うのが税金である。生活困窮者の生活を保護するのは国の役目であるが、この方たちも保護を受けるだけではない、国民としてその一部を消費税として国に返す(納税をする)ことも、この方たちが国民としての主体性を持つ一つの方法ではないだろうか。税だけでなく、年金制度を含めた所得の再配分を議論する必要があると思っている。

消費税は広く浅く消費一般に対して負担を求める税であり、逆進性がある税だと考えられているが、消費税率10%までは逆進性はな

第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。」とし、憲法第30条には「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定している。国民は最低限の生活は保証されるが、納税義務も負っている」と解釈する。

この憲法第25条の実現が生活保護制度である。消費税は主として社会保障費に使用されることが閣議決定されている。真の生活困窮者(無申告者であるアウトロー、収入のない資産家等を除く)はまさにこの消費税の恩恵に浴することになるのである。

消費税はもっと簡素なものであるべきであり、損をしたり、得をしたりするということがなく、消費者又は事業者が払った税金がそのまま国に納税されるのが本来の姿であろう。これがうまくできないのが間接税の宿命かもしれないが、少なくとも現在の仕組みでは適正な課税は出来ているとは思えないのである。

簡易課税を廃止し、基準期間を廃止し、限界控除を復活させる。昔の「物品税」と同じである。そういう意味では「物品税」はかなりしっかりとした仕組みを持っていたなと今思うのである。

(政策調査員 吉川裕一)

「当面の問題」シリーズ 107

### 3 消費税の逆進性

ここからは批判を承知で書かせていただく。消費税は広く浅く消費一般に対して負担を求める税であり、逆進性がある税だと考えられているが、消費税率10%までは逆進性はな

第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。」とし、憲法第30条には「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定している。国民は最低限の生活は保証されるが、納税義務も負っている」と解釈する。

この憲法第25条の実現が生活保護制度である。消費税は主として社会保障費に使用されることが閣議決定されている。真の生活困窮者(無申告者であるアウトロー、収入のない資産家等を除く)はまさにこの消費税の恩恵に浴することになるのである。

消費税はもっと簡素なものであるべきであり、損をしたり、得をしたりするということがなく、消費者又は事業者が払った税金がそのまま国に納税されるのが本来の姿であろう。これがうまくできないのが間接税の宿命かもしれないが、少なくとも現在の仕組みでは適正な課税は出来ているとは思えないのである。

簡易課税を廃止し、基準期間を廃止し、限界控除を復活させる。昔の「物品税」と同じである。そういう意味では「物品税」はかなりしっかりとした仕組みを持っていたなと今思うのである。

(政策調査員 吉川裕一)

税金は社会の会費みたいなものである。1人は皆のために、皆は一人のために少しずつその負担能力に応じて、社会の為に、公共の為に払うのが税金である。生活困窮者の生活を保護するのは国の役目であるが、この方たちも保護を受けるだけではない、国民としてその一部を消費税として国に返す(納税をする)ことも、この方たちが国民としての主体性を持つ一つの方法ではないだろうか。税だけでなく、年金制度を含めた所得の再配分を議論する必要があると思っている。

消費税は広く浅く消費一般に対して負担を求める税であり、逆進性がある税だと考えられているが、消費税率10%までは逆進性はな

第25条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。」とし、憲法第30条には「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定している。国民は最低限の生活は保証されるが、納税義務も負っている」と解釈する。

この憲法第25条の実現が生活保護制度である。消費税は主として社会保障費に使用されることが閣議決定されている。真の生活困窮者(無申告者であるアウトロー、収入のない資産家等を除く)はまさにこの消費税の恩恵に浴することになるのである。

消費税はもっと簡素なものであるべきであり、損をしたり、得をしたりするということがなく、消費者又は事業者が払った税金がそのまま国に納税されるのが本来の姿であろう。これがうまくできないのが間接税の宿命かもしれないが、少なくとも現在の仕組みでは適正な課税は出来ているとは思えないのである。

# 達人はあなたの電子申告を応援します!

達人シリーズ 電子申告セット

税務6本セット



達人Cube(電子申告ソフト)  
[ソフト保守料・電話サポート込み]

月額 **12,000**円(税込)



セット内訳

達人Cube  
法人税  
減価償却  
内訳概況書  
消費税  
所得税  
年調・法定調書